

高知県 電子申請受付システム利用規約

(目的)

第1条 本規約は、電子申請受付システム（以下「システム」という。）によって電子申請する者（以下「申請者」という。）が行う、高知県（以下「県」という。）に対する電子申請に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規約は、システムを利用して県に対し電子申請を行うすべての申請者に適用されるものとする。

2 高知県建築基準法施行細則その他県が定めるシステム利用上の決まりは、本規約の一部を構成するものとして前項の申請者に適用されるものとする。

3 建築基準法第6条第1項第3号に掲げる建築物のうち建築基準法施行令第10条による確認の特例を受けるものの建築確認及び完了検査、または建築基準法第18条第2項に掲げる建築物に関する計画通知及び完了検査について適用されるものとする。

4 システムを利用して電子申請を行う地域は、システムによって消防同意を行う消防本部が所管する地域に適用されるものとする。

(規約の遵守)

第3条 申請者は、システムの利用に際し事前に本規約を熟読の上、本規約に同意して電子申請するものとする。

2 申請者がシステムを利用して電子申請した際は、システム利用者は本規約に同意したものとみなす。

(申請手数料の納付)

第4条 申請者は、電子申請を行った後、県からの手数料納付依頼に従い、高知県電子申請システムによる電子納付により申請手数料を納付するものとする。

2 前項の手数料納付依頼は、システムにより申請書等の送信が行われ、県における事前チェック（確認申請においては市町村による道路調査報告書の提出を含む）を経た後に行うものとする。

(申請等受付)

第4条の2 県が電子申請の受付を行うのは、次の各号に掲げる電子申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 手数料の納付を伴う申請

前条による申請手数料が納付された後、県の職員が納付金額を確認し、システムによ

り申請を受理したとき。

二 手数料の納付を伴わない申請

県の職員がシステムにより申請を受理したとき。

2 システムによる申請又は申請手数料の納付が閉庁日（土日祝日、年末年始の閉庁期間）に行われた場合は、当該申請又は納付は翌開庁日に受理する。

3 第1項において、システムによる申請が完了検査申請その他の現場検査を伴う電子申請である場合は、県の職員が申請者と現場検査の実施日を決定した日以降に当該申請が行われたものとして扱う。

（処分通知等交付）

第4条の3 県による確認済証その他の処分通知等の交付は、窓口での受取、または郵送により行う。

2 前項における処分通知等の交付日は、当該処分通知の受取日及び郵送先に到着した日にかかわらず、申請者がシステムにて当該処分通知を表示可能となった日を原則とする。

（システムを利用できない場合の対応）

第5条 システムが障害その他の理由により利用できない場合には、申請者は書面による方法により手続を行うものとする。

（免責）

第6条 県は、その故意又は重過失により発生した損害を除き、申請者がシステムの利用した申請により被った損害及び申請者が第三者に与えた損害について一切の責任を負わないものとする。

（本規約の変更）

第7条 県は、事前通知を行うことなく、県のホームページに掲載することにより、本規約を変更することができる。

2 変更された利用規約の施行日以降は、システムを利用した電子申請については変更後の利用規約が適用されるものとする。

（個人情報保護に関する方針）

第8条 県は、申請者の入力した個人情報を、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び「高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年高知県条例第34号）」に基づき取り扱うものとする。

（合意管轄）

第9条 システムの利用に関連して県とシステム利用者との間に生ずるすべての訴訟については、高知簡易裁判所又は高知地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

(準拠法)

第10条 本規約は日本国法に準拠するものとする。

附則

本規約は、2026年1月1日から施行する。